

鹿児島市交通局インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「鹿児島市交通局インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションガイドラインに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

※ 注意事項 ※

仮申し込みで入力された内容と、落札され契約する前に行う本人確認（運転免許証などの提示）の内容が異なる場合は、契約の締結を行うことができませんので、入力された内容に誤りがないか再度ご確認をお願いします。なお、内容が異なる場合、契約の締結ができませんが、納付された入札保証金については返還いたしません。

以下を誓約いたします。

今般、鹿児島市交通局の公有財産売却に参加するにあたっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴局における入札、契約などにかかわる諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴局の指示に従い、貴局に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴局に対し一切異議、苦情などは申しません。

1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び次に掲げる者には該当しません。

（1）役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者

（2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

（3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（5）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 私は、鹿児島市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴局に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5 私は、貴局の公有財産売却にかかわる「鹿児島市交通局インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴局の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴局に対し一切異議、苦情などは申しません。

6 私は、契約を締結し公有財産を引き取った場合において次に掲げる事項を遵守します。

- (1) 引き取った公有財産については、使用することにより第三者に危害、損害などを与えないことおよび鹿児島市交通局の名誉を毀損する行為などを行わないこと。
- (2) 不用となった場合については、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (3) (1) または (2) を遵守しなかったことが判明した場合は、誠意をもって対応するとともに、鹿児島市交通局の指示に従い処理すること。

鹿児島市交通局インターネット公有財産売却 ガイドライン（案）

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員

(3) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。

(4) 公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(5) 鹿児島市交通局が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガ

イドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却（不動産・自動車・動産）は、地方自治法などの規定にのっとりて鹿児島市交通局が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間鹿児島市交通局の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や鹿児島市交通局において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 入札を行う物件については、売払代金納付時の現状有姿での引渡しとなりますのでご了承ください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」に記載する公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 仮申し込みで入力された内容と、落札され契約する前に行う本人確認（運転免許証などの提示）の内容が異なる場合は、契約の締結を行うことはできません。なお、内容が異なる場合は、契約の締結ができませんが、納付された入札保証金については返還しません。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 不動産・自動車・動産 共通

ア. 落札後、売払い代金の残額を納付した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など鹿児島市交通局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ. 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

ウ. 公有財産売却の財産の引き渡しは、現況有姿のままとします。

(2) 不動産の場合

ア. 鹿児島市交通局は、売上代金の残金納付を確認後、不動産登記簿上の権利移転のみを行い

ます。

イ．原則として、物件にかかわる調査、土壌調査等を行っておりません。また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(3) 自動車の場合

ア．一時抹消登録して引渡します。

イ．落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア．公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ．入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークション ID に登録されているメールアドレスを鹿児島市交通局に開示されること。

ウ．落札者に決定された公売参加者の KSI 官公庁オークション ID に紐づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人の KSI 官公庁オークション ID に紐づく会員識別番号、共同入札の場合は代表者の KSI 官公庁オークション ID に紐づく会員識別番号）を公売システム上において一定期間公開されること。

エ．鹿児島市交通局は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。また、入札参加者等が暴力団関係者でないことを確認するため、鹿児島県警察等へ照会することがあります。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても、不動産の場合は、所有権移転などの権利移転登記、自動車の場合は、新規登録を行うことができません。なお、内容が異なる場合は、納付された入札保証金は返還しません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項（不動産のみ）

ア．共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者の KSI 官公庁オークション ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札

形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の誓約書、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書および共同入札者全員の添付書類（住民票、印鑑登録証明書など）を入札開始 2 開庁日前までに鹿児島市交通局に送付または持参することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに鹿児島市交通局が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

ウ. 共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続きを行う方の住所および氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

なお、代表者以外の方は代表者への委任が必要です。代表者あての委任状を併せて提出してください。

エ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

オ. 自動車、動産については、共同入札できません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた KSI 官公庁オークション ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

(1) 参加仮申し込み

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。（法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で KSI 官公庁オークション ID を取得する必要があります）

その後、下記 2 (2) に示す方法により、入札保証金を納付してください。

(2) 参加本申し込み

鹿児島市交通局において入札保証金の納付を確認した後、公有財産売却システム上で入札参加の承認を行います。これをもって本申し込み完了とします。

(3) 代理人に入札に関する権限を委任する場合

売却システムに代理人の KSI 官公庁オークション ID でログインのうえ、代理人手続き機能を利用して、公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。「委任状」および入札者本人（委任者）の本人確認のための証明書類（運転免許証や住民票など公的機関発行の証明書のコピー、法人の場合は商業登記簿謄本）を、入札開始の 2 営業日前までに、鹿児島市交通局あてに提出することが必要です。「委任状」は、鹿児島市交通局のホームページより印刷してご使用ください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に入札参加者全員が納付しなければならない金員です。入札保証金は、鹿児島市交通局が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに入札参加者の見積もる入札金額（不動産の場合は予定価格（最低落札価格））の100分の5以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、鹿児島市交通局が売却区分ごとに指定する方法（「クレジットカード」「銀行振込（納付書払い）」）で納付してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始2開庁日前までに鹿児島市交通局が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、鹿児島市交通局のホームページより申込書と誓約書を印刷し、必要事項を記入・押印後、添付書類を添付のうえ、入札開始2開庁日前までに鹿児島市交通局に持参または送付してください。（必着）

申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。

VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 銀行振込（納付書払い）による納付

納付方法はクレジットカード以外に、鹿児島市交通局の発行する納付書による銀行振込があります。

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、鹿児島市交通局のホームページより申込書と誓約書（当

ガイドライン添付)を印刷し、必要事項を記載・押印後、添付書類を添付のうえ、入札開始
2 開庁日前までに鹿児島市交通局に持参または送付してください。(必着)

売却システムで参加仮申し込みをされる場合には、「銀行振込など」を選択してください
申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込(納付書払い)」に「○」をしてください。

自動車、動産の場合は、「ア. クレジットカードによる納付」のみとなり、納付書による
納付はできません。

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が鹿児島市交通局に到着後、
鹿児島市交通局から KSI 官公庁オークション ID で認証されたメールアドレスに、入札保証
金の納入方法について電子メールを送信するとともに、納付書を参加者の現住所へ送付しま
す。電子メールに従って鹿児島市交通局が指定する金融機関に送付される納付書を持参のう
え、入札保証金を納付してください。鹿児島市交通局が指定する金融機関については、下記
を参照してください。

1 指定金融機関

株式会社鹿児島銀行(荒田支店)

※銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

※銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、鹿児島市交通局が納付を確認で
きるまで3 開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

次に掲げる場合は入札保証金を没収し、返還しません。

ア. 落札者が契約締結期限までに鹿児島市交通局の定める契約を締結しない場合

イ. 仮申し込みで入力された内容と、契約締結時における本人確認(運転免許証などの提示)
の内容が異なる場合

(4) 入札保証金の入札保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書
に基づき、地方自治法施行令第167 条の16 に定める入札保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、
一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した KSI 官公庁オークション ID でのみ、入札が可能です。入札は
一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、
ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

鹿児島市交通局は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、鹿児島市交通局は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の KSI 官公庁オークション ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者の KSI 官公庁オークション ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 鹿児島市交通局から落札者への連絡

落札者には、鹿児島市交通局から入札終了後、あらかじめ KSI 官公庁オークション ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。また、不動産で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

鹿児島市交通局が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、鹿児島市交通局が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

鹿児島市交通局は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

なお、鹿児島市契約規則第 23 条及び同 24 条に基づき、契約金額が 80 万円未満のものについては契約書の作成を省略することとします。この場合は、落札者からの提出書類や電子メールをもって契約書とみなします。

80 万円以上のものについては、契約の際には鹿児島市交通局より契約書を送付しますので、

落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して鹿児島市交通局が設定する契約締結期限までに鹿児島市交通局に持参または送付してください。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 決定金額における消費税

決定金額における消費税は国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。なお、自動車・動産の場合は、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや、売払金額の残金を納付期限までに納付されなかったときおよび、本ガイドライン「第1－1 公有財産売却の参加条件」各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに鹿児島市交通局が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された入札保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は鹿児島市交通局が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに鹿児島市交通局が納付を確認することが必要です。クレジットカードによる売払代金の納付はできません。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込（納付書払い）による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 セリ売形式で行う公有財産売却の手続き

セリ売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はセリ売形式の入札を、「入札者」はセリ売りの参加申込者を、「入札期間」はセリ売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した KSI 官公庁オークション ID でのみ入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

鹿児島市交通局は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、セリ売りを続行します。

2. 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、鹿児島市交通局は開札を行い、売却区分ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) セリ売終了の告知など

鹿児島市交通局は、落札者を決定したときは、落札者の KSI 官公庁オークション ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、セリ売終了を告知します。

(3) 鹿児島市交通局から落札者への連絡

落札者には、鹿児島市交通局から入札終了後、あらかじめ KSI 官公庁オークション ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。不動産で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

鹿児島市交通局が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、鹿児島市交通局が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

鹿児島市交通局は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には鹿児島市交通局より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して鹿児島市交通局が設定する契約締結期限までに鹿児島市交通局に持参または送付してください。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 決定金額における消費税

決定金額における消費税は国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。不動産の土地は消費に負担を求める税としての性格から課税の対象となじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土

地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。なお、自動車・動産の場合は、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときや、売払金額の残金を納付期限までに納付されなかったときおよび、本ガイドライン「第1-1 公有財産売却の参加条件」各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金（入札保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに鹿児島市交通局が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約解除のうえ、事前に納付された入札保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、鹿児島市交通局が発行する納付書により納期限までに納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに鹿児島市交通局が納付を確認することが必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、

いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込（納付書払い）による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。売払代金の残金納付期限は鹿児島市交通局が指定する日となります。

2. 権利移転の手続きについて

鹿児島市市交通局が送付する契約書などの書類に必要事項を記入・押印などのうえで鹿児島市交通局に直接持参または送付してください。

(1) 不動産の場合

ア. 落札者は、権利移転のあと、鹿児島市交通局に対し所有権移転登記を嘱託したものとみなします。

イ. 共同入札の場合は、共同入札者全員が鹿児島市交通局に対し所有権移転登記を嘱託したものとみなします。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に鹿児島市交通局に対して任意の書式にて申請してください。

ウ. 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 カ月半程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。また、軽自動車の場合は、「使用の本拠の位置」を管轄する軽自動車協会で行います。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3. 引き渡しの手続きについて

鹿児島市交通局より KSI 官公庁オークション ID に登録されているメールアドレスに、引き渡しに関する案内を電子メールで送信します。引き渡しの手続きについて次のいずれかの方法により、必要となる書類を契約締結期限までに提出してください。なお、一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(1) 直接引き取る場合（原則といたします）

ア 公有財産の引き渡しは、売払代金完納時の現況有姿で行います。

イ 公有財産の引き渡しは、鹿児島市交通局の指定場所で行います。

ウ 落札者（契約を締結した者）は、売払代金完納時に公有財産の引き渡しを受けない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、鹿児島市交通局ホームページより印刷して必要事項を記入・捺印のうえ、鹿児島市交通局に提出してください。

エ. 直接引き取りのために来庁するときには、来庁日時を事前に連絡のうえ、落札者の本人確認のため下記（ア）から（カ）のうち当てはまるものをお持ちください。なお、証明書や登記簿謄本につきましては発行後3カ月以内のものをご提出ください。

（ア）【共通】身分証明書等公的機関が発行する証明書又はその写し

運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。また、買受人が法人である場合は法人代表者の方の本人確認書類を提示してください。

（イ）【共通】鹿児島市交通局より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

（ウ）【共通】印鑑

（エ）【法人の場合】商業登記簿謄本の写し

（オ）【不動産売却の場合】印鑑登録証明書（印鑑証明書）

（カ）【参加申込者以外の代理人の場合】委任状

（2）送付を希望される場合

ア. 公有財産の引渡しは、売払代金完納時の現況有姿で行います。

イ. 送付による引渡しを希望する場合は、「保管依頼書」および「送付依頼書」、現住地が記載された身分証明書等の写しの提出が必要です。「保管依頼書」および「送付依頼書」は、インターネット公有財産売却終了後、鹿児島市交通局ホームページより印刷して必要事項を記入・捺印のうえ、鹿児島市交通局に提出してください。輸送途中での事故などによって公有財産が破損、紛失などの被害をうけても、鹿児島市交通局は一切責任を負いません。また、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件は送付による引き渡しができない場合があります。なお、送付先住所が買受人の住所（所在地）と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。送付先の受取人となりうるのは、買受人のみです。配送業者に物件を引き渡した時点をもって、落札者が引き取ったものとみなします。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

（1）不動産の場合

ア. 所有権移転などの登記を行う際は、「登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙」または「登録免許税を納付したことを証する領収証書」が必要となります。売払代金の残金を銀行振込で納付する場合は、売払代金の残金を納付後、収入印紙などを鹿児島市交通局に送付してください。

- イ. 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。
- ウ. 共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

(2) 自動車の場合

- ア. 売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、一時抹消登録をしたうえで、鹿児島市交通局が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。
- イ. 権利移転に伴う費用（「自動車検査登録印紙」や「自動車審査証紙」および「自動車税環境性能割」等）は落札者の負担となります。
 - （ア）移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。
 - （イ）自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- ウ. 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、マイナンバーカード等）および鹿児島市交通局より落札者へ送付された電子メールを提示してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人が確認できる公的機関発行の証および電子メールを印刷したものを提示してください。
- エ. 再登録手続きに必要な書類（「譲渡証明書」や「登録識別情報等通知書」および「再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）」については、車両の引渡しの際にお渡しいたします。なお、登録に伴う費用は落札者の負担となります。
- オ. 鹿児島市交通局指定場所での直接引渡しとなるため、仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらに係る費用は、落札者の負担となります。なお、引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

(3) 動産の場合

- ア. 売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで引渡しを行います。鹿児島市交通局が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。
- イ. 引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担になります。

5. 注意事項

- (1) 鹿児島市交通局は、公有財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (2) 一度引き渡された公有財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- (3) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など鹿児島市交通局の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、売払代金を完納した時点で所有者は落札者に移転します。
- (4) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってくだ

さい。

- (5) 物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (6) 契約を適正に履行しないときは、契約解除の措置を執る場合があります。
- (7) 落札財産の活用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。
- (8) その他ガイドラインに定めのない事項については、鹿児島市交通局契約規定およびその他法令の規定によります。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件に

ついて納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、鹿児島市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、鹿児島市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、鹿児島市交通局は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、鹿児島市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、鹿児島市交通局は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、鹿児島市交通局は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身の KSI 官公庁オークション ID およびパスワードなどを紛失もしくは、KSI 官公庁オークション ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず鹿児島市交通局は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

鹿児島市交通局が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、鹿児島市交通局物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、鹿児島市交通局が公開している情報（文章、写真、図面など）について、鹿児島市交通局に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 鹿児島市交通局インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

鹿児島市交通局は、必要があると認めるときはこのガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、鹿児島市交通局は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、鹿児島市交通局が掲載したものでない情報については、鹿児島市交通局インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。